

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年6月16日

報道関係者 各位

厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
課長 那須 真人
主任安全専門官 星川 勉
労働基準監督官 木戸 大輔
代表電話:011-709-2311(内線 3553)
直通電話:011-788-6371

労働災害による死亡者数は、令和7年 26 人に

北海道労働局(局長 村松 達也)は、北海道内における令和7年の労働災害発生状況(令和7年5月末現在速報値)について取りまとめたので、その内容を公表します。

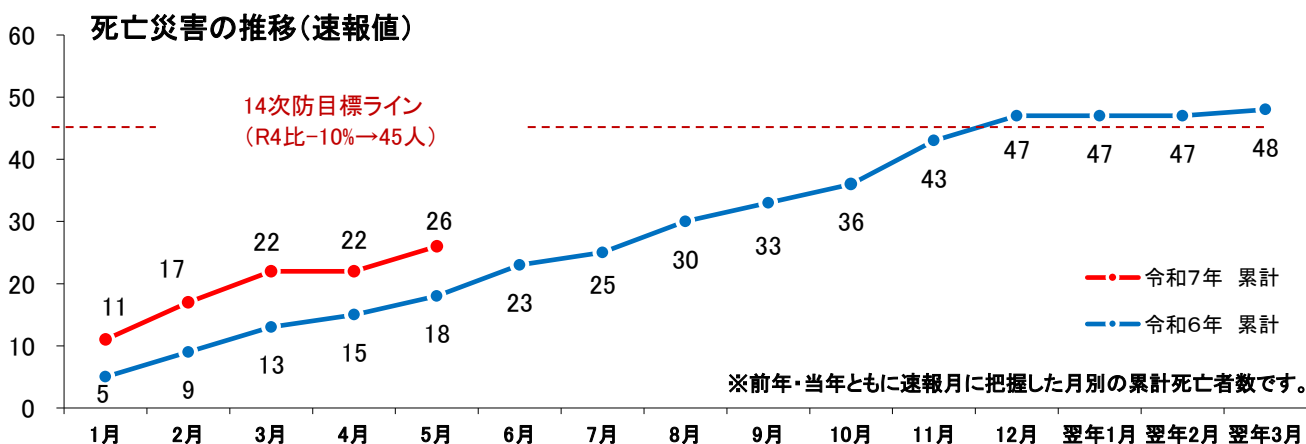
令和7年5月末現在、令和7年の死亡者数は 26 人(前年同期比8人増)となりました。5月に新たに把握した死亡者は4人でした。

令和7年5月末時点での死亡者数 26 人のうち建設業の死亡数は8人であり、全体の約3分の1を占めています。

死亡災害の撲滅に向けて、職場内の安全衛生活動の総点検及び安全作業手順の確実な実施・確認を行い、労使が協力して災害防止に取り組むことが必要です。

1 【令和7年】労働災害の月別推移(令和7年5月末現在)

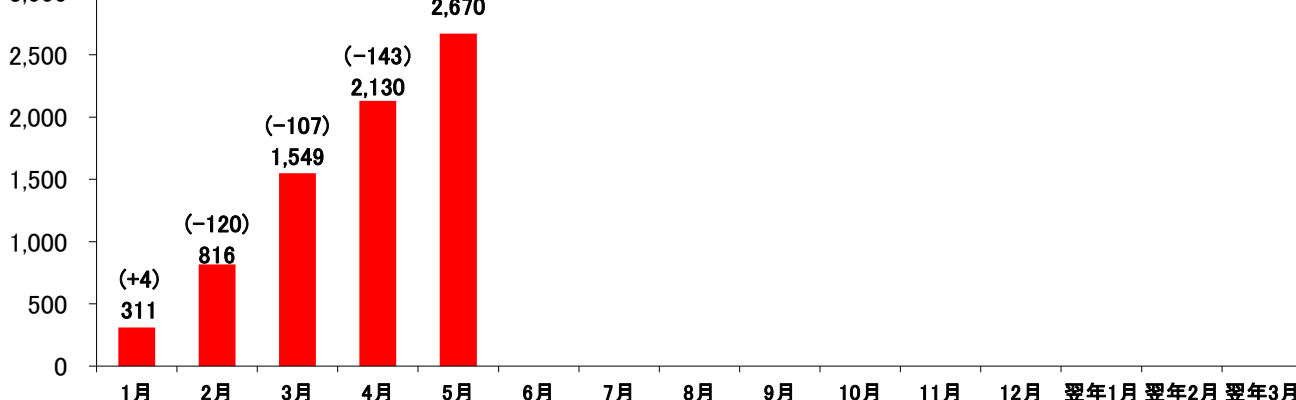
令和7年5月末現在の道内における労働災害による死亡者数は 26 人で、前年同期より8人増加(44.4%増)しています。休業4日以上之死傷者数は 2,670 人で、前年同期より 215 人減少(8.1%減)しています。



令和7年 死傷災害の推移(速報値)

※月ごとの把握人数を集計

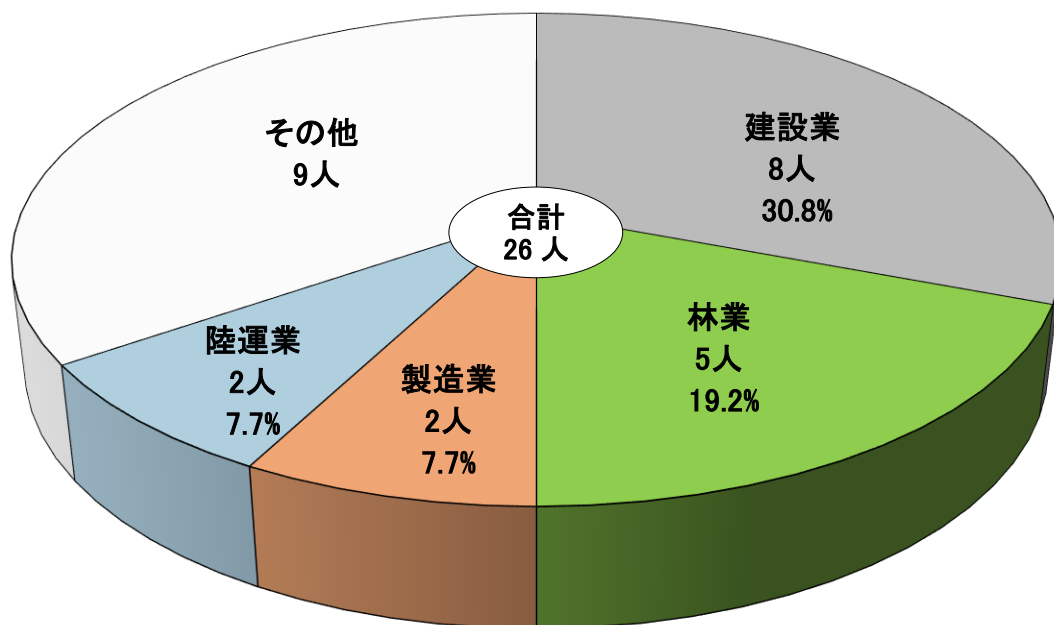
※括弧内は前年(令和6年)比



2 【令和7年】死亡災害発生状況(1)業種別の状況【資料番号1, 2】

死亡者数の業種別の内訳は、その他を除くと建設業が8人(30.8%)と最も多く、林業が5人(22.7%)、製造業、陸上貨物運送業がそれぞれ2人(7.7%)ずつとなっています。

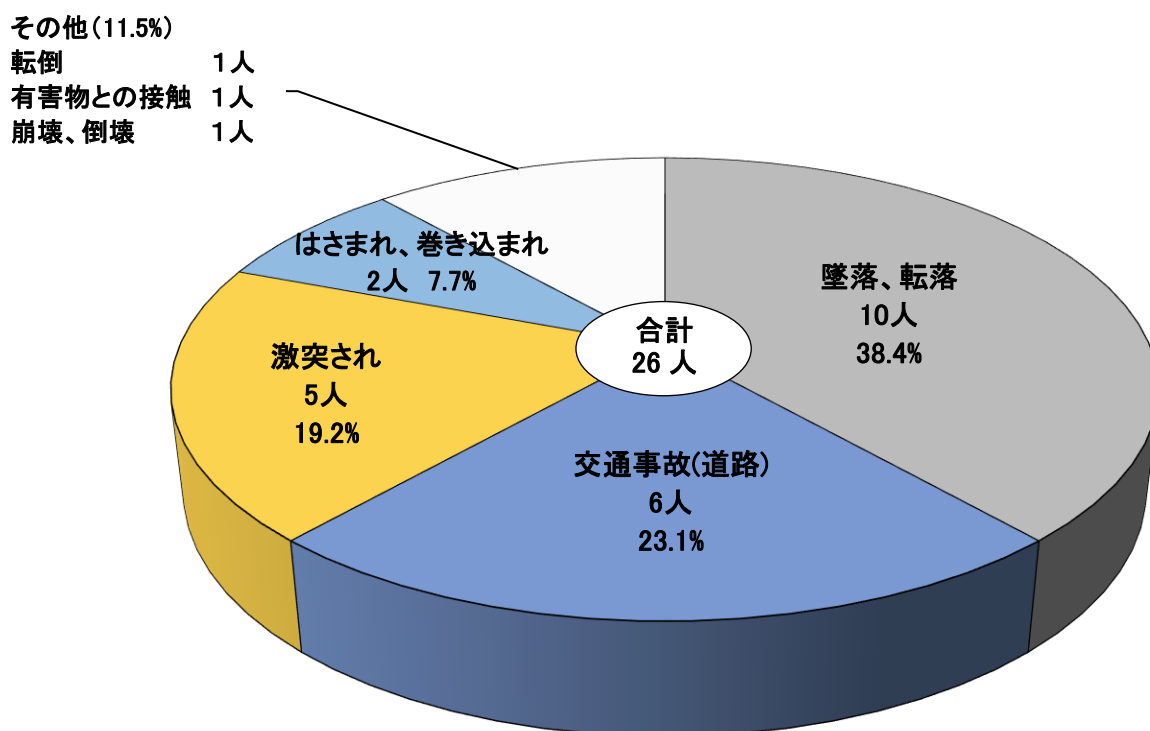
令和7年 死亡者数の業種別内訳



(2)事故の型別の状況

死亡者数の事故の型別内訳は、「墜落、転落」が10人(38.4%)と最も多く、「交通事故(道路)」が6人(23.1%)、「激突され」が5人(19.2%)、「はさまれ、巻き込まれ」が2人(7.7%)、「転倒」、「崩壊、倒壊」、「有害物との接触」がそれぞれ1人ずつ(3.8%)となっています。

令和7年 死亡者数の事故の型別内訳

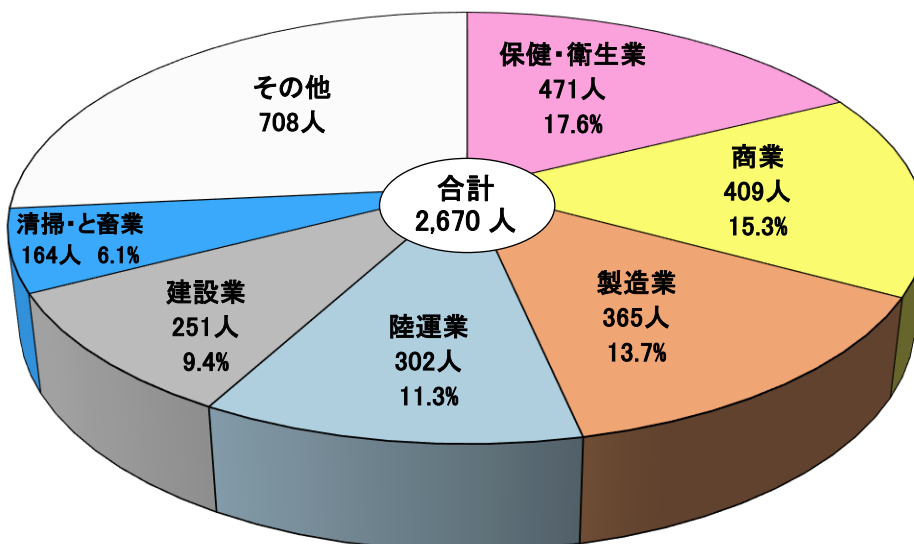


3 【令和7年】休業4日以上死傷病災害発生状況

(1) 業種別の状況【資料番号3】

死傷者数の業種別内訳は、その他を除くと保健・衛生業が 471 人(17.6%)と最も多く、商業が 409 人(15.3%)、製造業が 365 人(13.7%)、陸上貨物運送業が 302 人(11.3%)、建設業 251 人(9.4%)、清掃・と畜業が 164 人(6.1%)となっています

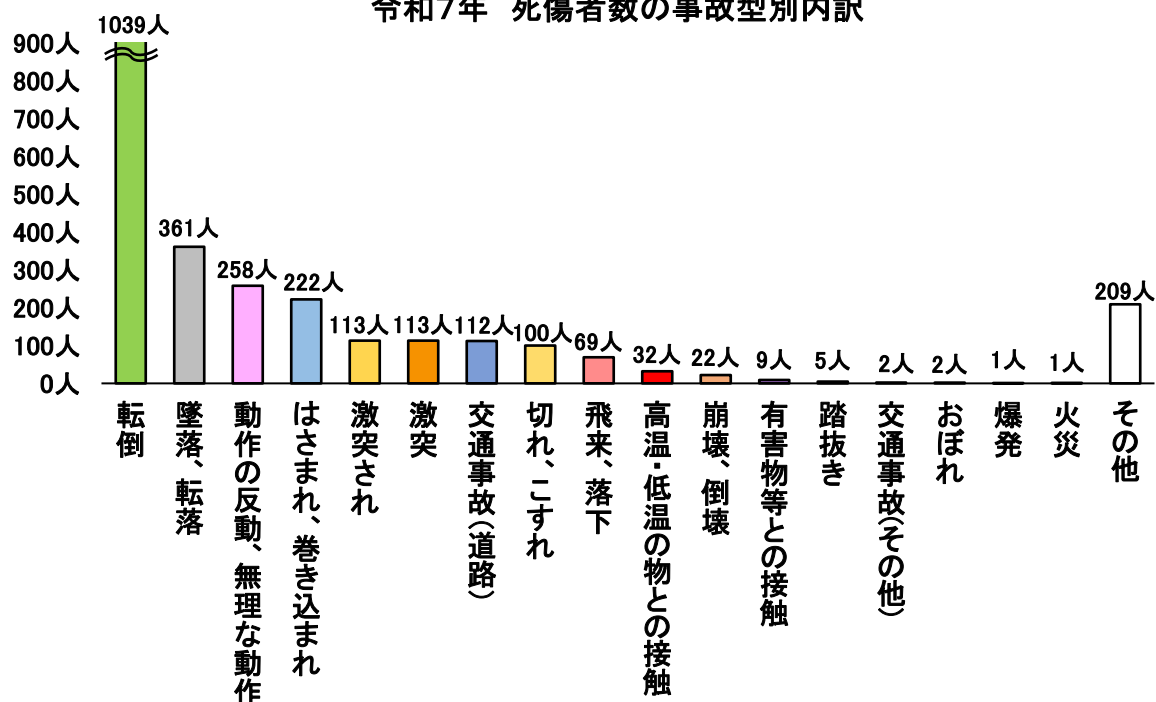
令和7年 死傷者数の業種別内訳



(2) 事故の型別の状況

令和7年の死傷者数 2,670 人の事故の型別内訳は、「転倒」が最も多く 1,039 人(38.9%)、「墜落、転落」が 361 人(13.5%)、「動作の反動、無理な動作」が 258 人(9.7%)、「はさまれ、巻き込まれ」が 222 人(8.3%)、「激突され」、「激突」がそれぞれ 113 人(4.2%)ずつ、「交通事故(道路)」が 112 人(4.2%)、「切れ、こすれ」が 100 人(3.7%)となっています。

令和7年 死傷者数の事故型別内訳



7 北海道労働局の対応

(1) 死亡労働災害撲滅のための緊急要請について

令和7年に入り、死亡労働災害が既に26件に達するという非常事態となっています。北海道労働局では、災害防止団体及び事業者団体に対して令和7年1月30日付けで労働基準部長による「死亡労働災害撲滅のための緊急要請」を行っています。

死亡災害の撲滅に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検し、労使双方が協力して死亡労働災害撲滅に取り組みましょう。

死亡労働災害撲滅のための緊急要請について

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai.html



(2) 建設工事着工期労働災害防止運動の展開について

【実施期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日】

建設業の労働災害は、例年着工期から徐々に増加する傾向があり、令和7年の労働災害による死亡者数は、5月末現在で既に26人となっており、死亡災害の撲滅に向けた取り組みが必要です。

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建築工事現場が動き出す着工期に、安全管理体制の再確認及び安全衛生教育を実施し、事業場全体に安全意識を定着することが重要です。

そのため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点として取り組みましょう。

建設工事着工期労働災害防止運動の展開について

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html



(3) 全国安全週間準備期間の展開について

【全国安全週間：令和7年7月1日～令和7年7月7日】

（準備期間：令和7年6月1日～令和7年6月30日）

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。令和6年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、7月1日（火）から7日（月）までを「全国安全週間」、6月1日（日）から30日（月）までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する教育など、さまざまな取組を実施してください。

全国安全週間について

※厚生労働省ホームページ内に移動します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57195.html



(4) 個人事業等の安全衛生対策について【令和7年4月1日施行】

労働安全衛生規則等の改正で、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第20条等に定める作業場所に起因する危険性に対処するための措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

個人事業者等の安全衛生対策について

※厚生労働省ホームページへ移動します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html



(5) 労働者死傷病報告等の電子申請の義務化について【令和7年1月1日施行】

労働者死傷病報告、各種健康診断等の報告事項が改正され、**令和7年1月1日以降**に届出を行う場合は、原則電子申請が義務化されます（※暫定措置として一定期間の間は窓口受理も行います）。電子申請を行う際には、**事前に e-Gov への登録が必要**になりますのでご注意ください。労働者死傷病報告の入力を補助する「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」もありますので併せてご利用ください。

労働者死傷病報告等の電子申請の義務化に関する情報はこちら

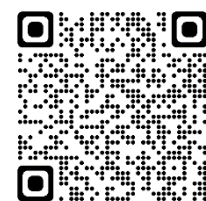
※厚生労働省ホームページへ移動します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html



※e-Gov 電子申請のホームページへ移動します。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



(6) 転倒労働災害防止について

転倒労働災害防止のためには、災害発生の環境要因の解消（ハード対策）や労働者の不安全行動を防止するための教育や高齢化に伴う身体機能の低下への対策（ソフト対策）等が必要です。当局ホームページでは、事業者向け及び労働者向けのリーフレット、健康や体力の状況を客観的に把握できる「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を公開しておりますので、講ずべき安全衛生対策の検討やセルフチェックの実施等にご活用ください。なお、転倒災害防止に係るリーフレットには「つまづき」や「滑り」による転倒災害の原因及び対策に関する情報等も掲載しておりますので、併せてご確認ください。

転倒労働災害防止対策に関する情報はこちら

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/sagai/_119991.html



(7) 建設業におけるリスクアセスメントについて

建設現場における労働災害を防止するためには、リスクアセスメントを実施することにより、作業内容に関する危険性や有害性を事前に把握し、それに応じた作業内容や講ずべき措置を決定及び反映していく必要があります。「建設業におけるリスクアセスメントのすすめ方」を参考に、リスクアセスメントを実施するための体制づくりや具体的な実施方法についてご参照いただき、労働災害撲滅に向けた取組を徹底してください。

「建設業におけるリスクアセスメントのすすめ方」はこちら。

※職場のあんぜんサイト(外部リンク)に移動します。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/ken_index.html



(8) 職場の災害防止対策ヒント集について

「北海道労働局小売業 SAFE 協議会」及び「北海道労働局介護施設 SAFE 協議会」で作成した転倒や腰痛防止のヒント集を当局ホームページで公開しています。安全衛生教育等の場面でご活用ください。

「職場の災害防止対策ヒント集」のダウンロードはこちら。

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/sagai/daisanji.html



(9) 第14次労働災害防止計画について

「第14次労働災害防止計画」関連のリーフレットはこちら。

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/sagai/roudusaigaiboushikeikaku_14.html



【添付資料】

詳細な災害発生状況や死亡災害情報については、北海道労働局HPを参照願います。

(https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsagai.html)

資料番号1 令和7年における死亡災害発生状況 [速報]

資料番号2 令和7年における死亡災害発生状況 (その他の事業の内訳)

資料番号3 令和7年 業種別労働災害発生状況 (その1、その2)



各年の災害統計は、翌年3月末までに把握した12月末までの休業4日以上 の災害情報を集計して、統計値を確定しています。なお、令和6年の災害情報については確定値を記載しています。

令和7年 業種別死亡災害発生状況 [速報]

令和7年5月末現在

北海道労働局

業 種	令 和 7 年		令 和 6 年 同 期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	26 (6)	100.0	18 (1)	100.0	8	44.4	3	17.6
製 造 業	2 ()	7.7	1 ()	5.6	1	100.0	1	100.0
鉱 業	()		()			—		—
建 設 業	8 ()	30.8	6 ()	33.3	2	33.3	2	33.3
交 通 運 輸 事 業	()		()			—		—
陸上貨物運送事業	2 (2)	7.7	1 (1)	5.6	1	100.0		—
港 湾 運 送 業	()		()			—		—
林 業	5 ()	19.2	1 ()	5.6	4	400.0	4	400.0
そ の 他 の 事 業	9 (4)	34.6	9 ()	50.0		—	-4	-44.4

※ 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の速報値である。
※ 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

令和7年 業種別死亡災害発生状況(その他の事業の内訳)[速報]

令和7年5月末現在

北海道労働局

業 種	令 和 7 年		令 和 6 年 同 期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
そ の 他 の 事 業	9 (4)	100.0	9 ()	100.0		—	-4	-44.4
小売業	2 ()	22.2	()		2	—	2	—
医療保健業	()		()			—		—
社会福祉施設	()		()			—		—
清掃・と畜業(ビルメン テナンス業を除く)	1 ()	11.1	()		1	—	1	—
ビルメンテナンス業	1 ()	11.1	()		1	—	1	—
ゴルフ場の事業	()		1 ()	11.1	-1	—	-1	-100.0
警備業	1 ()	11.1	()		1	—	1	—
農業・畜産業	()		4 ()	44.4	-4	—	-4	-100.0
水産業	()		()			—		—
その他	4 (4)	44.4	4 ()	44.4		—	-4	-100.0

※ 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の速報値である。

※ 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

令和7年5月末現在

北海道労働局

業種別	令 和 7 年			令 和 6 年			対 前 年		業種割合 (%)	令 和 6 年 確 定 値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合 計	増 減 数	増減率		死 亡	休 業	合 計
全 産 業 合 計	26	2,644	2,670	18	2,867	2,885	-215	-7.5	100.0	48	8,585	8,633
製 造 業	2	363	365	1	405	406	-41	-10.1	13.7	7	1,114	1,121
	食 料 品	180	180		207	207	-27	-13.0	6.7	2	578	580
	木 材 ・ 家 具	32	32		35	35	-3	-8.6	1.2		104	104
	紙 ・ 印 刷	7	7		4	4	3	75.0	0.3		17	17
	窯 業 ・ 土 石	17	17		15	15	2	13.3	0.6		42	42
	金 属 ・ 機 械	1	64		56	56	9	16.1	2.4	3	161	164
	そ の 他	1	63	1	88	89	-25	-28.1	2.4	2	212	214
鉱 業	鉱 山				2	2	-2	-100.0			2	2
	土 石 採 取 業	10	10		9	9	1	11.1	0.4		26	26
建 設 業	8	243	251	6	238	244	7	2.9	9.4	18	834	852
	土 木 工 事 業	94	96	2	79	81	15	18.5	3.6	9	263	272
	建 築 工 事 業	88	91	2	97	99	-8	-8.1	3.4	6	371	377
	木 造 建 築 業	24	26	1	29	30	-4	-13.3	1.0	1	105	106
	そ の 他	37	38	1	33	34	4	11.8	1.4	2	95	97
交 通 運 輸 事 業		137	137		120	120	17	14.2	5.1		372	372
陸上貨物運送事業	2	300	302	1	325	326	-37	-11.3	10.8	4	855	859
	道 路 貨 物 運 送	287	289	1	307	308	-19	-6.2	10.8	4	804	808
	陸上貨物取扱	13	13		18	18	-18	-100.0			51	51
港 湾 運 送 業		9	9		8	8	1	12.5	0.3		19	19
林 業	5	28	33	1	24	25	8	32.0	1.2	4	75	79
水 産 業		23	23		20	20	3	15.0	0.9		106	106
商 業	2	407	409	2	446	448	-39	-8.7	15.3	3	1,174	1,177
清 掃 ・ と 畜 業	2	162	164		187	187	-23	-12.3	6.1		504	504
上記以外の事業	5	962	967	7	1,083	1,090	-110	-10.1	36.7	12	3,504	3,516

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。
※ 死亡災害及び休業災害の件数は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その2

令和7年5月末現在

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業		17	17	1	30	31	-14	-45.2	0.6	2	143	145
畜産業		86	86	3	88	91	-5	-5.5	3.2	4	288	292
金融・広告業		23	23		15	15	8	53.3	0.9		45	45
映画・演劇業					1	1	-1	-100.0			2	2
通信業	1	77	78		98	98	-20	-20.4	2.9		198	198
教育・研究業		27	27		28	28	-1	-3.6	1.0		74	74
保健衛生業		471	471		539	539	-68	-12.6	17.6	1	1,954	1,955
接客娯楽業		156	156	1	174	175	-19	-10.9	5.8	2	465	467
その他の事業	4	118	122	2	110	112	10	8.9	4.6	3	335	338
合計	5	975	980	7	1,083	1,090	-110	-10.1	36.7	12	3,504	3,516

「第三次産業」の内訳

業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	2	407	409	2	446	448	-39	-8.7	15.3	3	1,174	1,177
うち 小売業	2	313	315		344	344	-29	-8.4	11.8	1	911	912
金融・広告業		23	23		15	15	8	53.3	0.9		45	45
映画・演劇業					1	1	-1	-100.0			2	2
通信業	1	77	78		98	98	-20	-20.4	2.9		198	198
教育・研究業		27	27		28	28	-1	-3.6	1.0		74	74
保健・衛生業		471	471		539	539	-68	-12.6	17.6	1	1,954	1,955
うち 社会福祉施設		250	250		292	292	-42	-14.4	9.4	1	882	883
うち 医療保健業		214	214		241	241	-27	-11.2	8.0		1,057	1,057
接客・娯楽業		156	156	1	174	175	-19	-10.9	5.8	2	465	467
うち 飲食店		74	74		75	75	-1	-1.3	2.8		197	197
うち 旅館業		36	36		56	56	-20	-35.7	1.3		128	128
うち ゴルフ場		5	5	1	12	13	-8	-61.5	0.2	1	55	56
清掃・と畜業	2	162	164		187	187	-23	-12.3	6.1		504	504
その他の事業	4	118	122	2	110	112	10	8.9	4.6	3	335	338
うち 警備業	1	28	29		34	34	-5	-14.7	1.1		80	80
合計	9	1,441	1,450	5	1,598	1,603	-153	-9.5	54.3	9	4,751	4,760